

海岸協力団体の募集について

海岸協力団体指定制度とは？

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

海岸協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる団体が対象となり、海岸管理者(国土交通大臣が工事を施行する区域は、国土交通大臣。以下、同じ。)に対して申請を行います。申請を受けた海岸管理者は、適正な審査のうえ、海岸協力団体として指定します。

民間団体等の具体的活動事例



海岸環境の維持
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



利用の適正化
(車両乗入れ監視)



環境教育活動



調査研究

海岸協力団体制度のねらいは？

海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

海岸協力団体に指定されると・・・

許可等が簡素化されます。

海岸協力団体が活動するために必要なとなる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

海岸保全区域の占用 …… 海岸法第7条第1項

海岸保全区域における行為の制限 …… 海岸法第8条第1項

申請に必要な資格は？

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則(昭和31年農林・運輸・建設省令第1号)第7条の3に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

代表者が定まっていること。

事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。

適切な経理事務及び会計処理が行われていること。

法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。

申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。)が経過していること。

宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

直近1年間の税を滞納していないこと。

公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。

海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。